

定 款

株式会社CKサンエツ

令和4年6月21日現在

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社CKサンエツ（英文では、CK SAN-ESTSU Co., Ltd.）と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 各種材料による棒・線・管・形材・鋳物及び、それらを素材とした切削・鍛造・鍍金加工品の製造ならびに販売
- (2) 不動産の賃貸業
- (3) 各種継手類の製造販売
- (4) 各種鋳物製品および諸機械部品の製造販売
- (5) 管継手の製造に要する機械の販売
- (6) 配管機材の販売
- (7) 中子および金型の製造販売
- (8) 金属製品の機械加工
- (9) 金属製品の樹脂塗装
- (10) 溶融亜鉛鍍金
- (11) 架線金具製造販売
- (12) 損害保険代理店業
- (13) 配管工事の施工指導および施工
- (14) 貿易業、売買業、売買の代理業、問屋業及び仲立業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を富山県高岡市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること
ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は2,960万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公

告して臨時に基準日を定めることができる。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第11条 当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理権を行使するには、株主または代理人から株主総会ごとに当会社に對して代理権を証明する書面を提出することを要する。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成する。

(株主総会決議事項)

第18条 当会社は、株主総会において、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続、および廃止に関する決議を行うことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2. 当会社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第23条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会はその決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役社長は、代表取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

3. 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第25条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を各若干名置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す

ることができる。

(取締役会の決議方法等)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成する。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

2. 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締

結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第35条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日を

基準日とし、同日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
に対しこれを行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第46条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受
領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。